



暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

私は、次の(1)のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との取引が停止され、または何らの催告なく貴社との全ての契約が解除されても異議を申しません。また、これらの行為により貴社に損害が生じた場合は、その損害の一切を賠償し、貴社からの解除等により私に損害が生じた場合でも、貴社に対し一切の請求を行いません。

- (1) 私は、貴社に対し、現在および将来にわたり、次の各号の事項を表明し、確約いたします。
- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
 - ② 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係を有しないこと
 - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係を有しないこと
 - ④ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、貴社との取引を行うものでないこと
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係を有しないこと
 - ⑥ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (2) 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為